

## 第 6 回死因選択検討ワーキンググループ検討結果

○ 平成 28 年 12 月 14 日に開催された第 6 回死因選択検討ワーキンググループでの検討結果は、以下のとおりである。

### 1. 「膵管内乳頭粘液性腫瘍」等の取り扱いについて

死亡診断書（死体検案書）に「膵管内乳頭粘液性腫瘍（I PMN）」が記載されている場合、I 欄に記載されている事例は「C25.-膵の悪性新生物」に分類し、II 欄に記載されている事例は「D37.7 性状不詳又は不明の新生物、その他の消化器」に分類する。

### 2. 疾病、傷害及び死因の統計分類の基本分類 R98 と R99 の区分について

死亡診断書（死体検案書）に具体的な疾患名等の記載がない場合、「病死」や「原因不明」と記載された事例は、基本分類「R99 その他の診断名不明確及び原因不明の死亡」に分類する。「死後高度変化」と記載されたもの、死後経過日数の長い事例は、基本分類「R98 立会者のいない死亡」に分類する。

ただし、「死後高度変化」等の記載がある場合でも、「病死による」等の記載があれば R99 に分類し、「死亡の原因」欄に「不明」の記載があっても、「死後高度変化」等の記載があれば R98 に分類する。

### 3. 「低体温（症）」の取り扱いについて

死亡診断書（死体検案書）に「低体温（症）」が記載されている場合は、原則として「T68 低体温（症）」に分類する。

ただし、低体温の原因として記載されている病態が、外界の低温状態に関連しない場合は「R68.0 低体温，外界の低温状態に関連しないもの」に分類する。

### 4. 「摂食障害」等の取り扱いについて

死亡診断書に「摂食障害」と記載されている場合、死亡時年齢が 50 歳未満の事例は「F50.9 摂食障害、詳細不明」に分類する。死亡時年齢が 50 歳以上で、死亡診断書に「精神及び行動の障害」であることが類推される記載がない場合は「R63.8 食物及び水分摂取に関するその他の症状及び徴候」に分類する。

また、「F50.9 摂食障害、詳細不明」とともに食物摂取の障害を引き起こす病態が記載された場合は、その病態を原死因として選択する。